

重要なお知らせ

(建築基準法・建築物省エネ法が大きく改正されます)

令和7年(2025年)4月1日以降に着工する場合
建築確認申請の対象が拡大され、
省エネ基準への適合が必要になります

例として、木造2階建て住宅は地域によらず建築確認申請が必要で、省エネ基準への適合に関しても審査が必要になります。

▶詳細は、国土交通省ホームページをご確認ください。

【国交省HP】



こちらにも
ご注意ください

**カーポートや既製品の倉庫も
建築確認申請が必要です**

以下に該当する場合は、申請が必要になります。

- ①新築※1,2 (面積によらず必要)
- ②床面積が10㎡を超える増築・改築・移転 ※2
- ③防火・準防火地域での建築 (面積によらず必要)

現行法でも必要
改正後も必要

※1 ここでの新築とは、他の建築物がない更地の状態の敷地に新たに建築物を建てることをいいます。

※2 都市計画区域外では地域や規模によって不要場合があります。

※3 小規模な倉庫は、建築物に該当しないものもありますが寸法の確認が必要です。

建築確認申請の要否等、詳細は担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 対象物件の所在地を所管する窓口へお問い合わせください。

- 和歌山県 建築住宅課 建築審査班 (TEL: 073-441-3185)
- 那賀振興局 建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0736-61-0030)
- 伊都振興局 建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0736-33-4922)
- 有田振興局 建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0737-64-1299)
- 日高振興局 建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0738-24-2908)
- 西牟婁振興局 建設部 建築課 建築グループ (TEL: 0739-26-7922)
- 東牟婁振興局 串本建設部 総務用地課 総務調整建築グループ (TEL: 0735-62-0757)
- 東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0735-21-9624)



※和歌山市内の物件は、和歌山市 建築指導課 (TEL: 073-435-1100) にお問い合わせください。